

欧州知財の実務と動向(8・完)

欧州共同体における部分意匠の保護

(著者) 欧州商標弁理士 サブリナ・フマガリ

(翻訳) 新樹グローバル・アイピー特許業務法人 弁理士 村井 康司

1. 共同体意匠

工業意匠に関する法律は、欧州連合において2段階で規定されています。

- ・加盟国は、工業意匠の保護について国内規則を他の加盟国と調和させなければならないと規定されています。
- ・単一領域における意匠保護は、2002年3月6日に改正された2001年12月12日の理事会規則No.6/2002により共同体域の権利として規定されています。

(1) 意匠の定義

「意匠」については、共同体意匠規則に規定されています。



- ◆「意匠」は、製品の全体又は一部の外観であって、その製品自体及び／又はそれに係る装飾の特徴、特に、線、輪郭、色彩、形状、織り方及び／又は素材の特徴から生じるものをいう。
- ◆「製品」とは、工業又は手工業による物品をいい、その中には、特に複合製品に組み立てることを目的とする部品、包装、外装、図形的表象、印刷書体を含むが、コンピュータプログラムは含まない。
- ◆「複合製品」とは、交換することができ、分解及び再組立を可能にする複数の構成部品によって攻勢されている製品をいう。

上述の非常に広い定義を考慮すると、共同体意匠規則に基づき、画面ディスプレイ、アイコン及びコンピュータプログラムの他の目に見える要素（ロカルノ分類14-04）は、ロゴ及びグラフィックシンボル（ロカルノ分類32）と同様に登録可能です。しかし音楽及び音声は、製品の外観を構成しないことから、意匠の定義を満たしません。ただし、作曲の図表表示が、「他の印刷物」（ロカルノ分類19-08）又は「グラフィックシンボル」（ロカルノ分類32）に該当する場合、意匠の要件を満たします。

(2) 主要な要件

共同体意匠の保護に関する2つの主要要件は、新規性と独自性です。

新規性	独自性
意匠は、同一の意匠が事前に公衆の利用に供されていないとき、新規である。2つの意匠が微細な部分でのみ異なるときは、両意匠は同一と判断されます。	事情に通じた使用者がその意匠を見るときに与えられる全体的な印象が既存の意匠群によって与えられるものと異なるときは、その意匠は独自性を有します。

(3) 保護範囲保護と存続期間

共同体意匠制度には、2種類の保護対象があります。

- 登録共同体意匠
- 未登録共同体意匠

なお、未登録共同体意匠の概念は、全加盟国の各国段階で求められているものではありません。と言うのも、欧州法は加盟国に各国段階で同等の保護形式の導入を要求していないからです。

上述の意匠は、欧州連合領域内において有効です。保護を特定の加盟国といった地理的領域に限定することはできません。なお、欧州連合に新たな加盟国が加わると、共同体の登録又は出願は追加手続き及び追加費用なしに新たな加盟国に拡張されます。

2つの意匠についてはその保護範囲と保護期間が異なっており、登録共同体意匠の保護期間の方が長くなっています。

登録共同体意匠	未登録共同体意匠
登録共同体意匠は、例えば、先行意匠の存在を知らないといった、善意による意匠権侵害であってもその類似意匠に対して保護されます。	未登録共同体意匠は、例えば、先行意匠の存在を知っているという悪意に基づく意匠のコピーの商業的使用を除外する権利を有しています。
登録共同体意匠は、出願日から5年間有効で、5年毎に更新することができ、最長25年の保護が与えられます。	未登録共同体意匠は、欧州連合域内で公知になった日から3年間の保護が与えられます。保護期間は、それ以上、延長されることはありません。

(4) 欧州連合における他の保護

意匠は共同体意匠以外にも、他の知的財産権としても保護できることがあります。実際のところ、各国段階では、製品の意匠又は製品意匠の要素は、意匠権利とともに他の知的財産権、特に著作権や商標法のもとで、保護される権利を有します。なお、不正競争防止法は、欧州連合域内で部分的に調和されていますが、統一欧州不正競争防止法が存在しません。つまり、同時に複数の知的財産法による意匠の保護が可能で、各法律要件を満たす限り保護されます。

(5) データ

2003年以来、OHIMには20.3万件以上の意匠が出願されてきました。意匠の保護範囲にロゴやフォントが含まれたことから、意匠権利の重要性を増加させています。

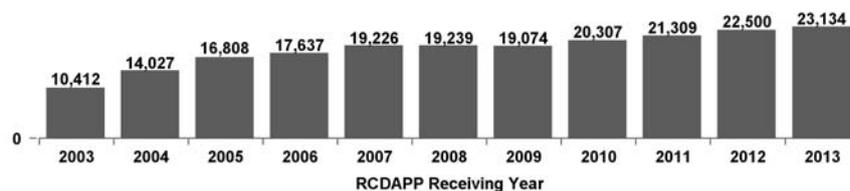


Fig. 1 – 意匠出願（2013年） – 権利者の国籍

Top 25 Owners of the country by Number of RCDs Received

Owner Name	# RCDs	%	RK
SONY CORPORATION	2,279	8.88 %	1
TOYOTA JIDOSHA KABUSHIKI KAISHA (ALSO TRADING AS TOYOTA MOTOR CORPORATION)	1,158	4.51 %	2
HONDA MOTOR CO., LTD.	1,038	4.04 %	3
PANASONIC CORPORATION	783	3.05 %	4
MATSUSHITA ELECTRIC INDUSTRIAL CO., LTD.	708	2.75 %	5
BROTHER INDUSTRIES, LTD.	568	2.21 %	6
BRIDGESTONE CORPORATION	488	1.89 %	7
CASIO KEISANKI KABUSHIKI KAISHA (CASIO COMPUTER CO., LTD.)	475	1.85 %	8
SEIKO EPSON CORPORATION	325	1.27 %	9
SONY CORPORATION (DOUBLE. USE 285738)	318	1.24 %	10
MAKITA CORPORATION	308	1.19 %	11
MITSUBISHI ELECTRIC CORPORATION	300	1.17 %	12
SONY COMPUTER ENTERTAINMENT INC	298	1.15 %	13
TOSHIBA LIGHTING & TECHNOLOGY CORPORATION	279	1.09 %	14
KABUSHIKI KAISHA TOSHIBA, ALSO TRADING AS TOSHIBA CORPORATION	274	1.07 %	15
OMRON CORPORATION	258	1.01 %	16
SANYO ELECTRIC CO., LTD.	250	0.97 %	17
FUJIFILM CORPORATION	245	0.96 %	18
SHARP KABUSHIKI KAISHA	244	0.95 %	19
NINTENDO CO., LTD.	235	0.92 %	20
YKK CORPORATION	223	0.87 %	21
NISSAN JIDOSHA KABUSHIKI KAISHA (ALSO TRADING AS NISSAN MOTOR CO., LTD.)	209	0.81 %	22
OMRON HEALTHCARE CO., LTD	205	0.80 %	23
VICTOR COMPANY OF JAPAN, LIMITED	204	0.80 %	24
HOSIDEN CORPORATION	198	0.76 %	25
Total (Top 25):	11,856	46.22 %	25

op 25	Country Code	2011	2012	2013	Σ
1	DE	18,042	19,465	18,661	166,415
2	IT	10,114	8,957	8,666	95,866
3	FR	6,347	6,906	7,376	58,778
4	US	5,719	7,119	7,657	56,182
5	GB	5,274	5,158	5,773	45,810
6	ES	3,803	4,032	3,383	39,974
7	JP	3,182	2,938	2,595	22,985
8	NL	2,347	2,379	2,204	22,084
9	CH	2,632	1,917	2,069	19,840
10	AT	2,308	2,361	2,249	18,439
11	PL	2,958	3,100	3,322	16,924
12	SE	1,432	1,508	1,957	13,213
13	DK	1,393	1,494	1,428	13,415
14	CN	1,981	2,657	4,014	9,777
15	BE	1,608	1,253	1,035	11,921
16	KR	1,040	1,602	2,970	7,909
17	HK	649	689	676	7,525
18	PT	920	1,146	916	6,994
19	TW	929	799	659	6,528
20	FI	654	838	955	6,213
21	CZ	740	995	641	5,135
22	CA	349	631	736	3,580
23	AU	458	612	478	3,250
24	LU	338	556	741	2,617
25	IE	237	148	241	2,624
	Σ	75,454	79,260	81,402	663,998

(6) 手続き

スペインのアリカンテにある欧州共同体商標意匠庁に対して、1つ法律のもとで1件の出願で意匠の保護取得が非常に簡単にできます。

- ◆ 1つの言語での出願
- ◆ 1つの行政官庁
- ◆ 1つの書類管理
- ◆ 1つの支払い
- ◆ 複数意匠出願が可能(例えば、1件で複数意匠出願、類似する製品群の出願)
- ◆ 意匠を最大30ヶ月公開しないでおくことができる

出願の審査対象は、方式審査のみであり、原則、方式要件を満たせば登録され、直ちに又は公告の延期期間満了後に公告されます。公告の延期は、出願時に請求が必要です。公告までの期間の延長(出願日又は最先の優先日から最大30ヶ月)を請求すれば、出願人は、市場戦略の立案する期間又は競合他社に意匠の存在を気付かれずに生産準備をする期間を得ることができます。

2. 部分意匠

意匠登録は、常に物品又は製品の全てに求められるものではなく、出願人の意向によって意匠の保護範囲を限定又は制限することがあります。これは、意匠の一部に（部分意匠）保護を求めることができるからです。

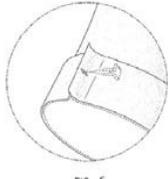
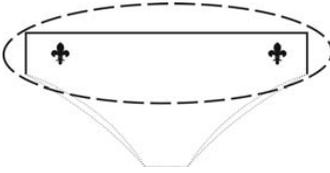
これは共同体意匠規則に則しています。複合製品の部品も意匠指令において製品として保護対象となります。ただし、意匠の保護を得るためには、上述の要件を満たす必要があります。また、何れの法律及び規則も、出願人に開示された複数の特徴（部分意匠の保護）に関する独占排他権を出願書面でディスクレームすることを認める規定を設けていません。

OHIMは、意匠について、白黒又はカラーのいずれかで、意匠の図表又は写真を含めることを求めています。また、保護を求めるもの内容が明確に識別できる程度でなければならないとしています（この要件の目的は、第三者が保護を求められている共同体意匠の全て正確に判断できるようにするためです）。審査官は、登録に適切な図表が表現されているかどうかを判断し、出願後に追加図面の提出は受け付けません。

出願書類には100文字を超えない範囲で意匠又はその見本について説明を含めることができます。この説明は共同体意匠の保護範囲に影響を与えるものではありません。

しかしながら、部分意匠の保護の場合、OHIMの実務及び関連ガイドラインによりますと意匠の説明に「次のように意匠の保護範囲に影響を与えるものではない」や意匠公報において、「意匠の説明が記載されている」と公告されるのみでその記載が記載されていないような意匠の説明の使用は適切ではありません。部分意匠の場合、ディスクレームは意匠自体の表示から明確でなければなりません。

OHIMにおける部分意匠の保護事例

		<p>2013年2月6日付け共同体意匠登録番号第2178996-0001号「シャツの袖、シャツカフス」(ロカルノ分類02.01)</p> <p>権利者は、シャツの袖以外を点線で記載していることからシャツの袖のみの保護を求めています。つまり、当該共同体意匠に示された意匠と同じ全体的な印象を生み出す袖を有するシャツは、シャツの他の部分とは独立して侵害を構成することを意味します。</p>
		<p>2013年7月29日付け共同体意匠登録番号第002282830-0017号「下着(の部分)」(ロカルノ分類02.01)</p> <p>権利者は、下着を点線で記載していることから下着の特徴部分と図形の保護を求めています。つまり、当該共同体意匠に示された意匠と同じ全体的な印象を生み出す特徴的な部分を有する下着は、下着の他の部分及び他の被服製品とは独立して侵害を構成することを意味します。</p>

共同体意匠登録出願においては、以下の特定方法が認められています。

- ◆破線は、保護を求めない要素(例えば、権利主張しない形状の面に付された装飾等)又は特定の角度から目に見えない箇所を示すのに使用されます。
- ◆境界は、保護を求める意匠の周囲の環境を示すのに使用され、その他の部分は特徴が示された環境を示す単なる例示目的と判断されます。
- ◆色あいは保護から多くの特徴を除外するのに使用されることから、特徴を強調するのに使用されます。
- ◆分離は、意匠の正確な長さを主張しないように図案の単純化に使用されます

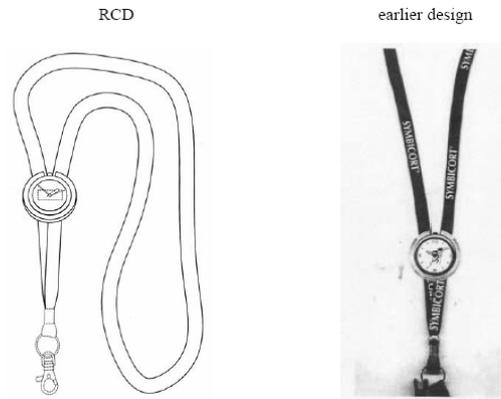
以上に基づき、部分意匠は、破線又は点線を利用して示されます。具体的には、部分意匠として権利を主張される箇所は実線で記載され、それ以外の箇所は点線又は破線で示されます。

点線又はその他の手段を使用するかどうかは出願人が責任をもって判断する必要があります。共同体意匠出願は権利化を求める部分についてのみ審査されるため、出願時の点線等の使用は細心の注意が必要です。また、権利侵害や権利の有効性を判断する場合も、比較の対象となるのは実線の部分のみであり、点線部分は対象外となります。

共同体意匠の庁手続マニュアルは、意匠を比較する場合に権利化を求めない部分を比較対象としない旨明記しています。これは、点線、枠、色彩等の保護を求めないことを明確にしている部分すべてに該当し、この方針は欧州第一審裁判所の2012年6月14日の判決番号第T-68/10号(登録共同体意匠325949-0002「首紐のついた時計」)にも見受けられます。しかし反対に、新規性や独自性の審査において、先行登録意匠の権利化を求めている箇所が考慮されていることも事実

です。全体として先行意匠にディスクレームされた特徴と一緒に開示されていれば、先行商標の権利者がその特徴の保護を求めることができるかどうかはあまり重要とされていません。

欧州第一審裁判所 事件番号T-68/10 2012年6月14日判決
登録共同体意匠325949-0002



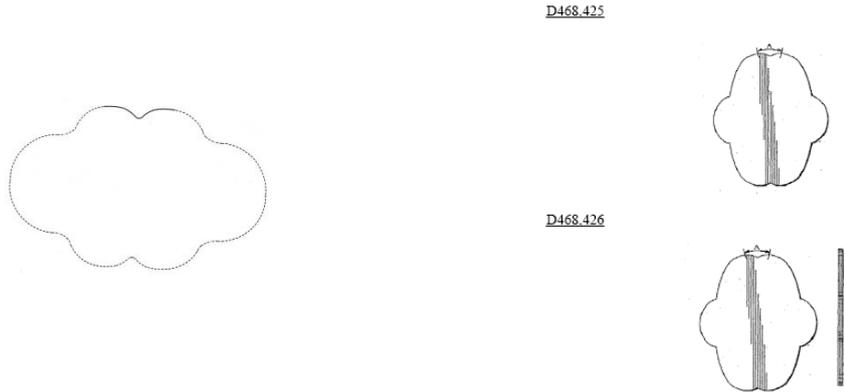
登録共同体意匠の意匠権者であるSphere Timeは、当該意匠が新規性及び独自性の要件を満たさず無効であるとして、Punch SASにより攻撃を受けました。

裁判所は、全体的な印象を比較する上で、意匠のどの要素が保護されるかを検討しました。Sphere Timeの意匠は点線の箇所を含んでおり、裁判所は、製品の点線箇所は保護される意匠部分を形成しないと判断しました。審査基準11.4には次のように記載されています。意匠の表現は、保護を求める特徴に限定すべきである。ただし表現には、保護を求める意匠の特徴を識別するのに役立つその他の要素を含むこともできる。」裁判所はこれに沿って、保護されない特徴については、意匠創作者の自由度は問題にならないとしました。

両意匠はシンプルな丸型時計を有しており、輪形状の時計の縁に首紐を付して下で一つにまとめる形を有しています。二つの意匠の相違点はわずかで、全体的な印象は変わりないと言えます。裁判所は被告意匠は独自性に欠けており、二つの意匠は類似していると判断しました。

この判決は非常に意義あるものです。裁判所は、保護されるべき部分を明確に示すため点線等を使用するOHIMの実務に、同意する判断したのです。また、この実務は意匠創作者の自由度を判断する際に有益であり、審査官が権利化を求めない部分を審査する手間を省き、保護されるべき部分の審査に集中できるようしています。

なお、上述の判決は、OHIM審査部による2011年10月25日付け第R 978/2010-3号（生理用ナプキンの部分意匠）の判断に準じたものです。米国優先権出願に基づく共同体意匠第000121017-0001号は、上面図及び底面図が鏡像関係にあり、側面及び立面図は保護を求めない部分と主張しています。図面における破線部分は単に形状の特徴を表すために過ぎず、保護を求めています。

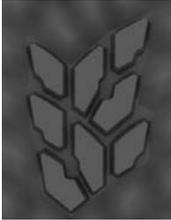
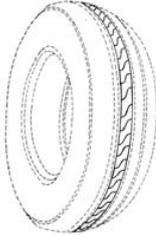
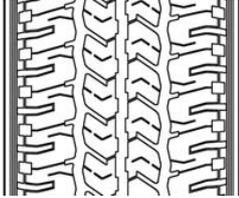
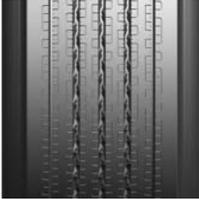
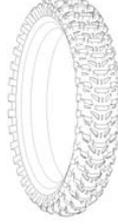


無効審判の請求人は、2件の意匠がアメリカの特許書面に開示された共同体意匠と本質的な特徴が同一であり、共同体意匠に新規性を欠くと主張しました。

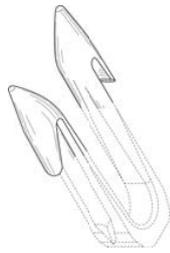
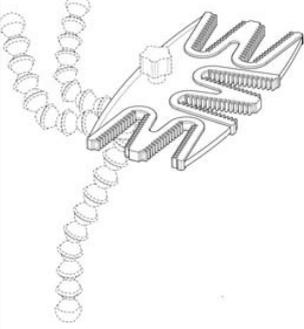
審判部は、後願意匠が先願意匠を構成する各要素を公知にしている場合、先行商標と共同体意匠は同一であるとし、比較する際には共同体意匠を構成する特徴に限定されるものとしています。つまり、先行商標がそれ以外の特徴を有しているかどうかは関係がないのです。共同体意匠は、先行商標に含まれている特徴しか有さない場合、新規性を欠くとしています。

欧州、アジア及びアメリカ企業がOHIMに出願した部分意匠の保護の事例

自動車用タイヤの部分（ロカルノ分類12.05）

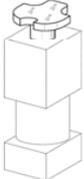
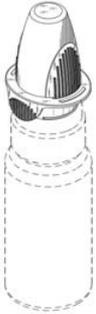
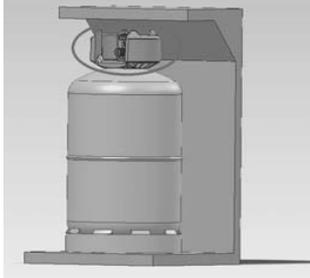
		 <p style="text-align: center;">FIG.4.1</p>	
<p>Kraiburg Austria GmbH & Co. KG (オーストリア) 名義共同体意匠登録番号第002389841-0003号</p>	<p>Nokian Tyres plc (フィンランド) 名義共同体意匠登録番号第002303206-0003号</p>	<p>PIRELLI TYRE S.p.A. (イタリア) 名義共同体意匠登録番号第002318741-0004号</p>	<p>Michelin Recherche et Technique S.A. (スイス) 名義共同体意匠登録番号第002152504-0001号</p>
 <p style="text-align: center;">FIG-1</p>			
<p>The Goodyear Tire & Rubber Company (アメリカ) 名義共同体意匠登録番号第002142968-0005号</p>	<p>Continental Reifen Deutschland GmbH (ドイツ) 名義共同体意匠登録番号第002037002-0001号</p>	<p>Tsai-Jen Lo (台湾) 名義共同体意匠登録番号第001951773-0001号</p>	<p>Bridgestone Corporation (日本) 名義共同体意匠登録番号第002351684-0001号</p>
			
<p>The Yokohama Rubber Co., Ltd. (日本) 名義共同体意匠登録番号第002315176-0001号</p>	<p>TOYO TIRE & RUBBER CO., LTD. (日本) 名義共同体意匠登録番号第002253443-0001号</p>	<p>Hankook Tire Co., Ltd. (韓国) 名義共同体意匠登録番号第002238659-0001号</p>	<p>Sumitomo Rubber Industries Ltd. (日本) 名義共同体意匠登録番号第001989831-0001号</p>

医療又は実験用の診断用機械器具の部分 (ロカルノ分類24.02)

			
NIPRO CORPORATION (日本) 名義共同体意匠登録番号第002389338-0003号	YSP CO., LTD. (台湾) 名義共同体意匠登録番号第002377739-0001号	Vetok AB (スウェーデン) 名義共同体意匠登録番号第002365858-0002号	Ethicon, Inc. (アメリカ) 共同体意匠登録番号第002297937-0001号
			
FUSO PHARMACEUTICAL INDUSTRIES, LTD. (日本) 名義共同体意匠登録番号第002270751-0001号	UCB Pharma, S.A. (ベルギー) 名義共同体意匠登録番号第002148007-0005号	Ashkal Developments Limited (英国) 名義共同体意匠登録番号第001979212-0001号	KAI R&D CENTER CO., LTD. (日本) 名義共同体意匠登録番号第001930785-0001号

包装用容器 (吐出具付型) 部品

包装用陽気 (吐出具付型) 部分 (ロカルノ分類第09.07)

			
Yonwoo Co., Ltd. (韓国) 名義共同体意匠登録番号第002393223-0002号	VMI Holland B.V. (オランダ) 名義共同体意匠登録番号第002364687-0001号	Aptar Radolfzell GmbH (ドイツ) 名義共同体意匠登録番号第002378828-0012号	ROVIP (Société Anonyme) (フランス) 名義共同体意匠登録番号第002332312-0001号

著者紹介

(著 者)

サブリーナ・フマガリ：欧州商標弁理士

言語：英語、フランス語、イタリア語

EURATTORNYES E.E.I.G.のパートナー。

商標業務に関して20年以上の経験を有する。イタリア弁理士であるとともに欧州商標弁理士資格を有する。主に、イタリア、欧州共同体、国際商標出願及びその中間処理を担当。その他に商標の登録可能性の分析、先行商標の分析等の業務に従事。



(翻 訳)

村井康司 日本弁理士

新樹グローバル・アイピー特許業務法人 代表弁理士

株式会社国際協力銀行 顧問

日本弁理士会 国際活動センター アジア部 グループ長

日本弁理士会 近畿支部 国際情報委員会 所属

日本商標協会 国際活動委員会 副委員長